

京都市告示第102号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請がありましたので、第5条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示します。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧します。

令和3年4月30日

京都市長 門川 大作

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称：月桂冠株式会社

住 所：京都市伏見区南浜町247番地

代表者氏名：代表取締役社長 大倉 治彦

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称：月桂冠株式会社 大手蔵

所 在 地：京都市伏見区下鳥羽小柳町101番地

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる次の施設

10号(ロ) 飲料製造業の用に供する洗浄施設 1基

10号(二) 飲料製造業の用に供するろ過施設 1基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

エ 使用の季節的変動

別表1のとおり

オ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常
の値及び最大の値並びに当該汚水等の1日当たりの通常
の量及び最大の量

当該特定施設からの汚水は、全て公共下水道に放流するため省略する。

(4) 排出水の汚染状態及び量

別表2のとおり

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 期間

令和3年4月30日から同年5月21日まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階
京都市環境政策局環境企画部環境指導課内

別表1

施設番号	特定施設 号番号	能力	使用時間間隔	1日当たり の使用時間	使用の 季節的変動
11-1	10 (ロ)	7~30kg/バッチ	8時~17時	8時間	12月~1月 のみ稼働
11-2	10 (ニ)	288KL/日	8時~17時	8時間	季節変動なし

別表2

項目 区分	排出水の汚染状態								排出水 の量 (m ³ /日)
	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全燐 (mg/L)	ノルマルヘキサン 抽出物質 含有量 (mg/L)	大腸菌 群数 (MPN/100mL)	
通常	5.8~ 8.6	1	2	10	0.5未 満	0.03 未満	5未満	30未満	385
最大	5.8~ 8.6	1	2	10	0.5未 満	0.03 未満	5未満	30未満	420

※ 排出水は、特定排出水以外の排出水（雨水及び間接冷却水）のみである。

(環境政策局環境企画部環境指導課)